

○たつの市体育施設条例

平成17年10月1日

条例第184号

改正 平成18年3月24日条例第5号

平成19年12月27日条例第26号

平成20年3月28日条例第10号

(設置)

第1条 市民の体力づくり、健康づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与するため、たつの市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(事業)

第3条 体育施設は、次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツの指導者に対する研修を実施すること。
- (2) 体育・スポーツに関する講座を開設すること。
- (3) 体育・スポーツに関する講習会、研修会等を開催し、これらのために体育施設及び附帯設備等を利用させること。
- (4) 体育・スポーツの練習又は競技のために体育施設及び附帯設備等を利用させること。
- (5) 体育・スポーツに関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 体力テストを実施すること。
- (7) その他適当と認める業務を実施すること。

(管理)

第4条 体育施設は、たつの市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 体育館及びスポーツセンターに、館長又は所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第6条 体育施設の休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(使用時間)

第7条 体育施設の使用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第8条 体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に必要な使用条件を付することができる。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、体育施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 暴力排除の趣旨に反すると認められる者
- (3) 体育施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失するおそれがあると認められる者
- (4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯すると認められる者
- (5) 専ら営利を目的とした事業に利用するものと認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(使用目的の変更及び権利譲渡の禁止)

第10条 第8条の規定により許可を受けて体育施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、体育施設の使用目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の条件を変更することができる。

- (1) 使用の許可に際し付された条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に該当すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(使用料)

第12条 使用者は、使用料を納めなければならない。

- 2 使用料の額は、別表第4のとおりとする。
- 3 使用料は、使用の申込みの際、納付するものとする。

(講座の受講料)

第13条 第3条第2号に掲げる講座を受講しようとする者は、教育委員会規則で定める受講料を、申込みと同時に納付しなければならない。

- 2 受講料の額は、講座ごとに市長が定める。

(使用料の減免)

第14条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第12条に定める使用料又は前条に定める受講料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(造作等の制限)

第16条 使用者は、体育施設の使用に当たって特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、使用を終わったときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、使用中に体育施設の建物又は設備を損傷し、又は滅失した場合において、前条の規定による原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、損害賠償しなければならない。

2 市は、第11条の規定による使用許可の取消し又は停止によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第19条 第4条の規定にかかわらず、たつの市新宮温水プール（以下この条から第21条までにおいて「新宮温水プール」という。）の管理及び運営に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により新宮温水プールの管理を指定管理者に行わせる場合における第6条から第9条まで、第11条、第16条及び第18条第2項の規定の適用については、第6条及び第7条中「教育委員会が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第8条、第9条、第11条及び第16条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第18条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新宮温水プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 新宮温水プールの使用の許可に関する業務
- (3) 新宮温水プールにおける第3条に掲げる事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第21条 市長は、第19条第1項の規定により新宮温水プールの管理を指定管理者に行わせる場合においては、新宮温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）及び受講料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第4に定める使用料の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 第1項の規定により受講料を指定管理者の収入として收受させる場合においては、第13条の規定にかかわらず、受講料の額は、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。
- 4 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、使用者は、使用料に代えて利用料金を納付しなければならない。
- 5 指定管理者は、教育委員会規則で定める基準に従い、利用料金又は受講料を減額し、又は免除することができる。
- 6 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める基準に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(管理の委託)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の新宮町立温水プールの設置及び管理に関する条例（平成8年新宮町条例第22号）の規定により管理の委託をしているたつの市新宮温水プールについては、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定により平成18年9月1日までの間は、引き続き管理の委託をするものとする。

(経過措置)

- 3 施行日の前日までに、合併前の龍野市立体育館条例（昭和49年龍野市条例第16号）、新宮町立町民スポーツセンターの設置及び管理運営に関する条例（平成元年新宮町条例第18号）、新宮町立温水プールの設置及び管理に関する条例、新宮武道場の設置及び管理運営に関する条例（昭和63年新宮町条例第7号）、揖保川町スポーツセンター設置及び管理運営に関する条例（昭和59年揖保川町条例第5号）又は御津町立町民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和52年御津町条例第401号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年3月24日条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の(中略)たつの市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の(中略)たつの市体育施設条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年12月27日条例第26号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の別表第4第2項の規定により発行された11回券は、平成20年8月31日までその効力を有する。

別表第1 (第2条関係)

名称	場所
たつの市立龍野体育館	たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市立新宮スポーツセンター	たつの市新宮町宮内56番地
たつの市新宮温水プール	たつの市新宮町平野118番地1
たつの市新宮武道場	たつの市新宮町新宮1030番地
たつの市牧運動公園	たつの市新宮町牧710番地
たつの市立揖保川スポーツセンター (愛称：揖保川ときめきセンター)	たつの市揖保川町黍田427番地25
たつの市揖保川グラウンド	たつの市揖保川町馬場966番地1
たつの市黍田グラウンド	たつの市揖保川町黍田99番地1
たつの市立御津体育館	たつの市御津町黒崎1730番地
たつの市御津運動場	たつの市御津町黒崎550番地

別表第2 (第6条関係)

名称	休館日
たつの市立龍野体育館	(1) 月曜日
たつの市立新宮スポーツセンター	(2) 12月28日から翌年1月4日までの日
たつの市立揖保川スポーツセンター	
たつの市立御津体育館	
たつの市新宮温水プール	(1) 火曜日。ただし、火曜日が休日に当たるときは、その翌日 (2) 12月28日から翌年1月4日までの

	日
たつの市牧運動公園	12月28日から翌年1月4日までの日
たつの市揖保川グラウンド	
たつの市御津運動場	

別表第3 (第7条関係)

名称	使用時間
たつの市立龍野体育館	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日は、午後5時まで
たつの市立新宮スポーツセンター	
たつの市立揖保川スポーツセンター	
たつの市立御津体育館	
たつの市新宮温水プール	午前9時から午後9時まで
たつの市新宮武道場	
たつの市牧運動公園	午前6時から午後10時まで
たつの市揖保川グラウンド	
たつの市黍田グラウンド	
たつの市御津運動場	午前6時から午後10時まで。ただし、テニスコートは、午後9時まで

別表第4 (第12条、第21条関係)

1 体育館、スポーツセンター (団体使用料)

(単位：円)

施設名	区分	時間 利用面 数等	9：0	11：0	12：0	13：0	15：0	17：0	18：0	19：0
			0～1 1：0 0	00～ 12： 00	00～ 13： 00	00～ 15： 00	00～ 17： 00	00～ 18： 30	30～ 19： 30	30～ 21： 30
龍野体 育館	競技場	全面	2, 4 00	1, 2 00	1, 2 00	2, 4 00	2, 4 00	1, 8 00	1, 8 00	3, 6 00
		1/2面	1, 2 00	600	600	1, 2 00	1, 2 00	900	900	1, 8 00
	剣道場		800	400	400	800	800	600	600	1, 2 00
	柔道場		800	400	400	800	800	600	600	1, 2 00
	卓球場	1台	400	200	200	400	400	300	300	600
	第1研修室		400	200	200	400	400	300	300	600
	第2研修室		400	200	200	400	400	300	300	600

	第3研修室		400	200	200	400	400	300	300	600	
	第4研修室		400	200	200	400	400	300	300	600	
	第5研修室		400	200	200	400	400	300	300	600	
新宮スポーツセンター	競技場	全面	2,400	1,200	1,200	2,400	2,400	1,800	1,800	3,600	
		1/2面	1,200	600	600	1,200	1,200	900	900	1,800	
		1/4面	600	300	300	600	600	500	500	900	
		1/6面	400	200	200	400	400	300	300	600	
	第2競技場	卓球場(1台)		400	200	200	400	400	300	300	600
		上記以外		800	400	400	800	800	600	600	1,200
		ミーティング室		400	200	200	400	400	300	300	600
		会議室		300	150	150	300	300	300	200	450
	揖保川スポーツセンター	競技場	全面	2,400	1,200	1,200	2,400	2,400	1,800	1,800	3,600
1/2面			1,200	600	600	1,200	1,200	900	900	1,800	
1/6面			400	200	200	400	400	300	300	600	
		武道場		800	400	400	800	800	600	600	1,200
		卓球場	1台	400	200	200	400	400	300	300	600
御津体育館	競技場	全面	2,400	1,200	1,200	2,400	2,400	1,800	1,800	3,600	
		1/2面	1,200	600	600	1,200	1,200	900	900	1,800	
		1/6面	400	200	200	400	400	300	300	600	
		剣道場		800	400	400	800	800	600	600	1,200
		柔道場		800	400	400	800	800	600	600	1,200
		卓球場	1台	400	200	200	400	400	300	300	600
		ミーティング室		400	200	200	400	400	300	300	600

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の10倍に

相当する額とする。

- 2 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料（1の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）にその50パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

- 3 冷暖房設備を使用する場合は、この表に規定する使用料（1又は2の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）にその50パーセントに相当する額を加算する。
 - 4 使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 体育館、スポーツセンター（個人使用料）

（単位：円）

施設名	区分	利用時間	高校生以上	中学生以下
龍野体育館	卓球場	2時間	1回券 150	1回券 100
			11回券 1,500	11回券 1,000
	トレーニング室		1回券 300	1回券 150
			11回券 3,000	11回券 1,500
	温水プール	2時間30分	1回券 500	1回券 250
			11回券 5,000	11回券 2,500
新宮スポーツセンター	卓球場・トレーニング室	2時間	1回券 150	1回券 100
			11回券 1,500	11回券 1,000
揖保川スポーツセンター				
御津体育館				

備考

- 1 市外居住者が使用する場合は、この表に規定する使用料にその50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

- 2 使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 トレーニング室の小学生以下の者の使用は、許可しない。また、中学生の使用は、保護者等の同伴を必要とする。
- 4 温水プールの小学3年生以下の者の使用は、保護者又は指導者の同伴を必要とする。

3 たつの市新宮温水プール

(単位：円)

施設区分	利用区分	利用時間等	高校生以上	中学生以下
プール	個人	2時間	1回券 500	1回券 300
			11回券 5,000	11回券 3,000
		年会費	25,000	15,000
	専用使用料 (競技大会等)	1時間	5,000	
ミーティング室		1時間	500	

備考 小学3年生以下の者の使用は、保護者又は指導者の同伴を必要とする。

4 たつの市新宮武道場

(単位：円)

時間	9:00~12:30	13:00~17:30	18:00~19:00	19:00~20:00	20:00~21:00
剣道場	1,400	1,800	600	600	600
柔道場	1,400	1,800	600	600	600

備考 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用する場合は、この表に規定する使用料にその50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

5 たつの市牧運動公園

区分	使用料
野球場	1時間 1,000円

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の10倍に相当する額とする。
- 2 市外居住者（法人にあっては、その所在地）が使用する場合は、この表に規定する使用料（1の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）にその50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

6 たつの市揖保川グラウンド

区分	使用料
グラウンド	1時間 800円

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の10倍に相当する額とする。
- 2 市外居住者（法人にあつては、その所在地）が使用する場合は、この表に規定する使用料（1の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）にその50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

7 たつの市御津運動場

区分	使用料	
グラウンド	1時間	全面 800円
		1/2面 400円
テニスコート	1時間	1面 600円
		照明料 600円

備考

- 1 入場料を徴収する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の10倍に相当する額とする。
- 2 市外居住者（法人にあつては、その所在地）が使用する場合は、この表に規定する使用料（1の規定の適用がある場合は、その規定を適用した後の額）にその50パーセントに相当する額を加算する。ただし、次の表に掲げる市町に住所を有する者にあつては、この限りでない。

市町	姫路市 相生市 赤穂市 太子町 上郡町 佐用町 宍粟市
----	-----------------------------

○たつの市体育施設管理規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第36号

改正 平成18年3月30日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、たつの市体育施設条例（平成17年条例第184号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、たつの市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による申請は、体育施設・運動公園使用許可申請書（様式第1号）により、しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用月の前月から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(使用許可書等の交付)

第3条 教育委員会は、使用料の納付があったときは、体育施設・運動公園使用許可書兼使用料領収書（様式第2号）を交付する。ただし、個人使用については、個人使用券の交付をもって許可書に代えるものとする。

(使用許可書等の提示)

第4条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条に規定する許可書又は使用券を係員に提示し、その指示に従わなければならない。

(受講料)

第5条 条例第13条に定める受講料の額については、教育委員会が別に定める。

(使用料の減免)

第6条 条例第14条に規定する使用料の減免は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市及びその所属する機関が主催又は共催して使用するとき 10割
- (2) 市内の学校園が学校園の行事として使用するとき 10割
- (3) 市体育協会本部の主催により大会等の行事で使用するとき 10割
- (4) 市体育協会加盟団体が練習等で使用するとき 8割
- (5) 市スポーツ少年団が使用するとき 8割
- (6) スポーツクラブ21が使用するとき 8割
- (7) 社会教育関係団体の主催により大会等の行事で使用するとき 8割
- (8) 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）が使用するとき 8割
- (9) その他教育委員会が特に必要と認めたとき 5割

(使用料の還付)

第7条 条例第15条ただし書に規定する使用料の還付は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により、使用ができなくなったとき
10割
- (2) 公益上又は管理上の必要により、使用を停止し、又は許可を取り消したとき
10割
- (3) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき 8割
(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、個人の責任において万全の体調をもって使用すること。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、物品等の販売をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) 体育施設の管理、運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (7) その他体育施設の管理に関する指示に従うこと。

(入場の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、職員は、その者に対して入館を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 泥酔者及び伝染性の疾患を有する者
- (2) 危険物その他危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品及び動物の類を携行する者
- (3) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者に係る読替え)

第10条 条例第19条第1項の規定により指定管理者にたつの市立新宮温水プールの管理及び運営に関する業務を行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条中「様式第1号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」と、「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「様式第2号」とあるのは「指定管理者が定めるもの」とする。

(利用料金の取扱い)

第11条 条例第21条第5項に規定する教育委員会規則で定める基準は、第6条各号に定めるところとする。この場合において、同条第9号中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第21条第6項に規定する教育委員会規則で定める基準は、第7条各号に定めるところとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の龍野市立体育館条例施行規則（昭和60年龍野市規則第2号）、龍野市立体育館処務規則（昭和61年龍野市規則第5号）、新宮町立町民スポーツセンターの管理運営に関する規則（平成元年新宮町教育委員会規則第1号）、揖保川町スポーツセンター管理運営に関する規則（昭和59年揖保川町教育委員会規則第3号）又は御津町立町民体育館、御津町町民運動場の管理及び処務に関する規則（昭和52年御津町教育委員会規則第30号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月30日教委規則第5号）

この規則中第7条の改正規定は公布の日から、第10条を第12条とし、第9条の次に2条を加える改正規定は平成18年4月1日から施行する。